

保護者各位

寄居町教育委員会

平成31年度 学校給食費の補助について（お知らせ）

町では、多子世帯の経済的負担を軽減することにより、子育て支援を推進するため学校給食費の補助を実施しています。

【※補助金は対象保護者個人の口座には振り込まれません。直接給食費へ充当されます。】

つきましては、学校給食費の補助に係る「給食費補助金交付申請書」をお送りしますので、下記事項を確認のうえ、対象者は児童・生徒が就学する町立の各小・中学校へ提出してください。

※平成30年12月に「寄居町補助金等の交付手続等に関する規則」が公布されたことにより、従来の申請様式から新たな申請様式に変更しました。

なお、交付決定対象者（保護者）への学校給食費の補助金支払いは申請内容の審査後、5月中に実施させて頂く予定ですが、それまでに口座引き落としされました4月分につきましては、口座振替等により別途返戻いたしますので、ご了承ください。

記

1 対象者

3人以上の子どもを扶養し、そのうち出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・生徒の学校給食費を負担している保護者。

なお、保護者と扶養されている子どもは、ともに寄居町に住所を有し生計を一にしている必要があります。

2 次のいずれかに該当するときは、対象になりません

- ① 学校給食費に未納がある。
- ② 国又は地方公共団体の負担によりにおいて学校給食費に係る扶助を受けている。
- ③ 生活実態が認められない。

3 申請手続等

① 町立小・中学校に就学している児童・生徒については、4月上旬に各学校から申請書が配布されますので、4月中旬までに該当する児童・生徒が就学する学校へ提出してください。

② 町外の私立小・中学校等に就学している児童・生徒については、申請書を学校給食センターへ提出してください。申請書は、学校給食センター又は教育総務課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも所得できます。

※対象となる保護者は、4月16日(火)までに、給食費補助金交付申請書を児童・生徒が就学する町立の各小・中学校へ提出してください。

寄居町学校給食費補助金交付申請書

平成31年4月10日

寄居町長 あて

住所 寄居町大字寄居1234

申請者（保護者）住所、氏名、連絡先を記入
朱肉を使う印鑑（シャチハタ不可）

申請者 保護者氏名 寄居 父郎 印

電話番号 048-000-XXXX

寄居町学校給食費補助金の交付を受けたいので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により下記のとおり

記

1 補助金申請額 金 98,280 円

補助金限度額（年額）

小学校児童（第1学年）：43,280円	中学校生徒（第1学年～2学年）：55,000円
小学校児童（第2学年～6学年）：44,000円	中学校生徒（第3学年）：52,900円

出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・生徒となるのは、
寄居花子（補助金限度額 55,000 円）
寄居三郎（補助金限度額 43,280 円）
よって補助金申請額は 55,000 円 + 43,280 円 = 98,280 円

2 補助金対象期間 平成31年4月分から令和2年3月分

3 寄居町に住所を有し、生計を一にしている子（出生の早い順）

出生順	氏名	性別	生年月日	備考
1	寄居 太郎	男	平成〇年〇月〇日	寄居大学1年
2	寄居 次郎	男	平成〇年〇月〇日	寄居中学校2年
③	寄居 花子	女	平成〇年〇月〇日	寄居中学校1年（年額）55,000 円
④	寄居 三郎	男	平成〇年〇月〇日	寄居小学校1年（年額）43,280 円
5				

※ただし、出生の早い者から順次に数えて第3番目以降に○

※備考欄に

場合に限りません。

順次に数えて第3番

目他必要事項を記載

対象となる子の学校名、学年、給食費の年額（上記、補助金限度額）を記入す。

【調査の同意及び補助金の請求等の委任】

1. この補助金の交付決定に係る必要な調査を教育委員会が実施することに同意します。

2. 寄居町から交付される学校給食費補助金の請求費として納入することに関する一切の権限を学

朱肉を使う印鑑（シャチハタ不可）

保護者氏名

寄居 父郎 印

寄居町学校給食費補助金交付申請書

年 月 日

寄居町長 あて

住 所

申請者 保護者氏名 ⑩

電 話 番 号

寄居町学校給食費補助金の交付を受けたいので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

補助金限度額（年額）

小学校児童（第1学年）：43,280円	中学校生徒（第1年～2年）：55,000円
小学校児童（第2年～6年）：44,000円	中学校生徒（第3学年）：52,900円

2 補助金対象期間 年 月分から 年 月分

3 寄居町に住所を有し、生計を一にしている子（出生の早い順）

出生順	氏名	性別	生年月日	備考
1				
2				
3				
4				
5				

※ただし、保護者が扶養している場合に限りません。

※補助対象は、出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の児童等の学校給食費です。

※備考欄には、学校名、学年、その他必要事項を記載。

【調査の同意及び補助金の請求等の委任】

1. この補助金の交付決定に係る必要な調査を教育委員会が実施することに同意します。
2. 寄居町から交付される学校給食費補助金の請求、受領及び学校給食費として納入することに関する一切の権限を学校長に委任します。

保護者氏名 ⑩

【対象者】

3人以上の子どもを扶養し、そのうち出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・生徒の学校給食費を負担している保護者。

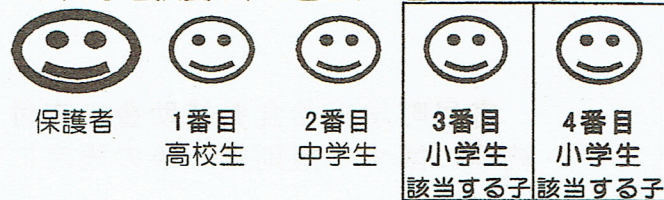
なお、保護者と扶養されている子どもは、ともに寄居町に住所を有し生計を一にしている必要があります。

【対象となる場合の一例】

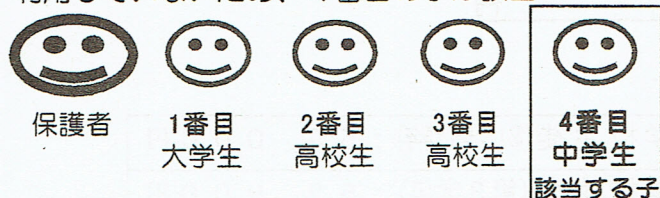
3人の子を扶養し、3番目の子が該当



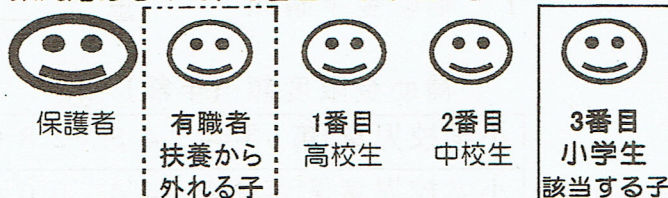
4人の子を扶養し、3番目、4番目の子が該当



4人の子を扶養し、3番目の子は学校給食を利用していないため、4番目の子が該当



扶養している子は3人であり、高校生の子から数え始めるので、3番目の小学生が該当



【補助金限度額（年額） 1人当りの給食費】

補助金限度額（年額） 1人当りの給食費（平成31年度）

小学校1年生 : 43,280円
小学校2年～6年生 : 44,000円

中学校1年～2年生 : 55,000円
中学校3年生 : 52,900円

※小学校1年生と中学校3年生の給食費の年額は、年度ごとの給食回数の増減に伴い変更されます。

【対象にならない場合の例】

- ・学校給食費に未納がある。【被扶養者のうち一人でも給食費に未納がある場合は対象となりません。】
- ・国又は地方公共団体の負担において学校給食費に係る扶助を受けている。
- ・生活実態が認められない。

- ・保護者が3人の子を扶養していても、未就学の場合は対象になりません。



- ・保護者が3人の子を扶養していても、子供が町内に住所を有していない場合は数えず、対象になりません。

